

高松市病院局告示第 14 号

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成 23 年高松市病院局告示第 5 号）の一部を次のように改正します。この告示による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成 25 年 10 月 28 日以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成 25 年 10 月 28 日

高松市病院事業管理者 塩 谷 泰 一

10(2)中「金額の100分の5」の次に「（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、100分の8。14(3)において同じ。）」を加える。

12(15)キ中「者」の次に「（以下このキにおいて「連続2年以上当該業種登載者」という。）」を加え、後段として次のように加える。

この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

(ア) 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。

- a 当該工事の種類に係る法の許可を受けていること。
- b 法第27条の23の規定により当該工事の種類 of 公共工事を直接請け負うことができること。

(イ) 当該失念等の申出があったこと。

14(3)中「105分の100」の次に「（平成26年4月1日以後に工事目的物の引渡しを受ける場合において、同日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の適用がないときは、108分の100）」を加える。